

第4次厚木基地爆音訴訟 最高裁決定に対する声明文

平成28年10月3日

各位

第4次厚木爆音訴訟 訴訟団

原告団長 金子 豊貴男

弁護団長 中野 新

平成28年9月15日、最高裁判所は、第4次厚木基地爆音訴訟について、米軍機の飛行差止めを求めた一審原告らの上告を行政訴訟でも民事訴訟でも棄却した。また、同様の争点について一審原告らが求めた上告受理申立てを認めない旨の決定を行った。

この結果、一審原告らの悲願であった米軍機の飛行差止めについては、第4次厚木基地爆音訴訟においては、争う途が閉ざされた。我々訴訟団は、上記の最高裁の決定について、強い失望を禁じ得ず、到底容認できるものではない。

提訴時において原告数7052名を数えた我々訴訟団は、厚木基地周辺に及ぶ軍用機の異常な爆音に耐えかね、行政訴訟と民事訴訟の両訴訟をもって、軍用機の飛行差止めを求めてきた。

上記の最高裁の決定は、50年以上に亘る周辺住民の悲願を踏みにじるものであり、人権の砦たる最高裁判所が人権救済の使命を放棄したものと評せざるを得ない。

我々は、米国追従の現政府の有り様に加え、わが国の主権の下であるにもかかわらず、米軍機の飛行差止めを司法に求める方途を閉ざし、これによる違法な騒音被害を放置し続けるに等しい司法の無策に強く抗議するものである。

この度の最高裁判所の決定により、厚木基地周辺住民は、違法な爆音の解消を求め、改めて裁判所に軍用機の飛行差止めを訴え続けざるを得ない立場に置かれた。

しかし、我々は、決して諦めない。

我々は、今後も厚木基地周辺の200万人を超える住民が人権を無視され続けている現状を訴え、被害の抜本的解消のため闘い続けることを宣言する。

なお、最高裁判所は、上記決定と同時に、行政訴訟に基づく自衛隊機の飛行差止めに関して、一審原告及び一審被告國の上告受理申立ての一部を受理し、平成28年10月31日午後3時30分より口頭弁論期日を指定した。また、

民事訴訟においては、将来請求に関する被告国の上告受理申立てを受理した。

いずれも平成28年12月31日までの期間に限り、自衛隊機の夜間飛行差止め及び将来に亘る損害賠償請求を認めた控訴審判決の判断に関するものである。

上記の控訴審判決は、裁判官が、一審原告らの悲痛な訴えを直接聞き、また現地に赴いて実際に厚木基地における爆音の激甚さと異常さを目の当たりにした結果としてもたらされた。

最高裁判所は、一審原告らの悲痛な訴えと周辺住民による50年以上続く苦しみを絶対に無視してはならない。そして、一審原告らの生の声を聞き、生の騒音被害を体感した控訴審の判決を維持するべきである。

我々訴訟団は、来る口頭弁論期日において、控訴審の結審後も違法な爆音が決して止むことがなく継続していること、このような異常な爆音をもたらす軍用機の飛行差止めを命ずることが最高裁の使命であることを訴える。

我々は、最高裁判所が口頭弁論期日において一審原告の声を直接聞き、その後、法廷における判決言渡し期日を指定して、控訴審判決の維持を一審原告らの面前で宣告されることを強く求める。

それこそが現在、最高裁判所が終審裁判所として司法の使命を果たすべき、残された唯一の方途であることを強く訴え、訴訟団としての声明とする。

以上